

令和 8 年 6 月 2 日

令和 8 年度 栃木県議会  
第 414 回 通常会議 議案 (1)

令和8年度栃木県議会 第414回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和8年度栃木県一般会計補正予算（第1号）	4
第2号議案	一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について	9
第3号議案	栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部改正について	10
第4号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について	13
第5号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）	14
第6号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）	15
第7号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）	19
第8号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）鋼橋上部工建設工事その1）	23
第9号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）鋼橋上部工建設工事その2）	24
第10号議案	工事請負変更契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その1）	25
第11号議案	工事請負契約の変更について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その11）	26
第12号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	27
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	28
報告第2号	令和7年度栃木県継続費繰越計算書の報告について	65

報告第3号	令和7年度栃木県繰越明許費繰越計算書の報告について……………	68
報告第4号	令和7年度栃木県事故繰越し繰越計算書の報告について……………	77
報告第5号	令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	80
報告第6号	令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について……………	82
報告第7号	令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	86
報告第8号	令和7年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	88
報告第9号	令和7年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	91
報告第10号	令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	93
報告第11号	令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	96
報告第12号	令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について……………	98

## 第1号議案

### 令和8年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

令和8年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960,701,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

**第2条** 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		1,000,000	21,820	1,021,820
	1 繰越金	1,000,000	21,820	1,021,820
歳入合計		<b>960,680,000</b>	<b>21,820</b>	<b>960,701,820</b>

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		67,458,172	21,820	67,479,992
	4 医 薬 費	16,344,594	21,820	16,366,414
歳 出 合 計		<b>960,680,000</b>	<b>21,820</b>	<b>960,701,820</b>

第2表 継続費補正  
追加

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 医薬費	新県立病院基本構想策定事業費	37,400	令和8年度	21,820
				令和9年度	15,580

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
日光自然博物館エントランス棟整備事業費	令和9年度から令和10年度まで	684,496
農漁業災害対策特別措置条例資金利子補給	令和9年度から令和15年度まで	732

## 第2号議案

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富 一

### 栃木県条例第 号

#### 一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、法第33条第1項第1号の登録を受けようとする者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(登録等に関する基準)

**第2条** 法第33条第1項第1号の登録を受けようとする者の登録等に関する基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(規則への委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

### 第3号議案

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部改正について

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部を改正する条例

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

**第1条** 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成28年栃木県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者につ</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者につ</p>

いて、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。）第56条（県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

**第4条** 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県税条例第127条に規定する大規模の償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものであって、公示日以後に取得したものに限る。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する当該大規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

（栃木県県税条例の一部改正）

**第2条** 栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p><b>第76条</b> 略</p> <p>2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、当該申告書に当該住宅が<u>施行令第37条の19</u>の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p><b>第76条</b> 略</p> <p>2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、当該申告書に当該住宅が<u>施行令第37条の18</u>の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

いて、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「県税条例」という。）第56条（県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

**第4条** 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県税条例第127条に規定する大規模の償却資産（\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_公示日以後に取得したものに限る。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する当該大規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

**第82条 略**

2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、同項の申告書に当該土地の上にある住宅が施行令第37条の19の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類（第76条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(自動車税の徴収の方法の特例)

**第111条** 自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法施行規則第9条に規定する方法により徴収することができる。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

**第82条 略**

2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、同項の申告書に当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類（第76条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(自動車税の徴収の方法の特例)

**第111条** 自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中栃木県県税条例第76条第2項及び第82条第2項の改正規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

第4号議案

栃木県人事委員会委員の選任同意について

栃木県人事委員会委員として、次の者の選任について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

増 子 孝 徳

## 第5号議案

### 市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和8年度において県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
県営林道事業費	佐野市	円 36,000,000	円 9,000,000
	鹿沼市	133,700,000	34,460,000
	日光市	14,000,000	3,500,000
	那須塩原市	13,500,000	6,750,000

第6号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定により、令和8年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	佐野市	円 90,000,000	円 9,675,000
	茂木町	60,000,000	6,000,000
国営造成施設管理事業費	宇都宮市	} 36,344,000	5,422,655
	真岡市		667,929
	上三川町		748,604
	芳賀町		428,812
	足利市	52,982,000	3,832,000
	大田原市	} 6,083,000	180,333
	那須塩原市		1,035,667

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	82,852,000 円	926,535 円
	さくら市		5,935,373
	那須烏山市		8,046,986
	那珂川町		1,661,106
	那須烏山市	57,800,000	639,213
	益子町		2,986,846
	茂木町		2,527,953
	市貝町		4,034,091
	芳賀町		1,370,897
	農地整備事業費	宇都宮市	86,057,500
足利市		22,000,000	2,200,000
佐野市		15,000,000	1,500,000
鹿沼市		65,000,000	6,500,000
日光市		105,000,000	10,500,000
小山市		89,048,000	12,417,200

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	円 95,000,000	円 9,500,000
	下野市	143,029,700	14,303,720
	益子町	22,000,000	2,750,000
	市貝町	9,251,600	1,156,450
	芳賀町	33,748,400	4,218,550
	壬生町	115,000,000	11,500,000
	野木町	42,000,000	4,200,000
	塩谷町	18,275,000	1,370,750
水利施設整備事業費	宇都宮市	3,928,724	884,000
	栃木市	51,951,000	12,962,000
	佐野市	49,220,000	12,305,000
	小山市	141,675,431	32,744,000
	真岡市	18,844,620	1,893,000
	さくら市	50,965,552	8,328,000
	那須烏山市	3,025,000	453,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	市 貝 町	円 6,537,072	円 1,054,000
	芳 賀 町	5,189,668	832,000
	野 木 町	31,605,569	7,901,000
	塩 谷 町	105,251,080	10,623,000
	高 根 沢 町	18,443,284	3,076,000
	那 須 町	24,000,000	6,000,000
	那 珂 川 町	7,975,000	1,196,000
農村地域防災減災事業費	足 利 市	281,000	70,250
	栃 木 市	20,000	5,000
	小 山 市	15,480,000	1,239,000
	上 三 川 町	1,948,000	389,600

第7号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和8年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
砂防施設づくり事業費（補助）	宇都宮市	円 88,000,000	円 13,800,000
	足利市	110,000,000	10,000,000
	栃木市	30,000,000	1,500,000
	佐野市	15,000,000	750,000
	鹿沼市	110,000,000	5,500,000
	日光市	134,000,000	18,200,000
	真岡市	12,000,000	1,200,000
	大田原市	22,000,000	1,100,000
	那須烏山市	22,000,000	2,200,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	茂木町	円 10,000,000	円 1,000,000
	高根沢町	10,000,000	1,000,000
	那珂川町	22,000,000	1,200,000
河川砂防施設づくり事業費（県単）	日光市	10,000,000	1,000,000
	那珂川町	16,126,000	806,300
緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	佐野市	15,000,000	3,000,000
	鹿沼市	20,000,000	4,000,000
	真岡市	70,000,000	7,000,000
	大田原市	60,000,000	12,000,000
	茂木町	15,000,000	3,000,000
	那須町	50,000,000	2,500,000
流域下水道建設事業費	日光市	589,169,364	124,894,666
	宇都宮市	722,489,250	90,198,233
	下野市		56,632,526
	上三川町		27,772,375

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	栃木市	609,407,262	111,140,687
	壬生町		23,525,857
	大田原市	782,014,064	79,230,821
	那須塩原市		82,617,624
	栃木市	371,994,613	93,268,207
	小山市	664,626,041	89,100,776
	野木町		57,405,590
鬼怒川上流流域下水道（上流処理区） 管理事業費	日光市	811,776,000	691,367,000
鬼怒川上流流域下水道（中央処理区） 管理事業費	宇都宮市	1,545,458,000	604,667,000
	下野市		459,882,000
	上三川町		222,441,000
巴波川流域下水道管理事業費	栃木市	956,309,000	717,135,000
	壬生町		98,345,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
北那須流域下水道管理事業費	大田原市	824,360,000 円	346,784,000 円
	那須塩原市		335,445,000
渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区） 管理事業費	栃木市	614,388,000	530,944,000
渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区） 管理事業費	小山市	601,008,000	276,933,000
	野木町		237,577,000

## 第8号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工 事 名 (都)家富町堀込線中橋(仮称)鋼橋上部工建設工事その1
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 2,090,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大田原市下石上1780番地  
川田・古河特定建設工事共同企業体  
代表者 川田工業株式会社栃木営業所 所長 高橋 剛

## 第9号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工 事 名 (都)家富町堀込線中橋(仮称)鋼橋上部工建設工事その2
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,608,860,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市元今泉6丁目5番2号  
巴・東網特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社巴コーポレーション宇都宮支店 支店長 大塚 靖之

## 第10号議案

### 工事請負変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 栃木市大町
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その1
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 527,725,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 栃木市片柳町2丁目14番39号

舘野・大澤特定建設工事共同企業体

代表者 舘野建設株式会社 代表取締役 横 田 雄 作

## 第11号議案

### 工事請負契約の変更について

令和7年度栃木県議会第408回通常会議において、第12号議案として議決を経た工事請負契約（（都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その  
11）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

契約金額を743,688,000円とする。

## 第12号議案

### 損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年9月25日の一般国道408号宇都宮市板戸町地内における落下物による事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和8年6月2日提出

栃木県知事 福田 富一

1 損害賠償額 5,237,750円

## 報告第1号

### 知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

- |    |          |                   |
|----|----------|-------------------|
| 1  | 専決処分第88号 | 工事請負契約の変更について     |
| 2  | 専決処分第89号 | 工事請負契約の変更について     |
| 3  | 専決処分第90号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4  | 専決処分第91号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5  | 専決処分第92号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6  | 専決処分第93号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7  | 専決処分第94号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8  | 専決処分第95号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9  | 専決処分第96号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第97号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第98号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

12	専決処分第99号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第100号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第101号	損害賠償の額の決定及び和解について
15	専決処分第102号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第103号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第104号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第105号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第106号	損害賠償の額の決定及び和解について
20	専決処分第107号	損害賠償の額の決定及び和解について
21	専決処分第108号	訴えの提起について
22	専決処分第109号	損害賠償の額の決定及び和解について
23	専決処分第110号	損害賠償の額の決定及び和解について
24	専決処分第111号	訴えの提起について
25	専決処分第112号	訴えの提起について
26	専決処分第1号	損害賠償の額の決定及び和解について
27	専決処分第2号	損害賠償の額の決定及び和解について

- 28 専決処分第3号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 29 専決処分第4号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 30 専決処分第5号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 31 専決処分第6号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 32 専決処分第7号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 33 専決処分第8号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 34 専決処分第9号 工事請負契約の変更について

専決処分第 8 8 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年度栃木県議会第 403 回通常会議において、第 14 号議案として議決を経た工事請負契約（一般国道 408 号真岡 I C 南立体（仮称）鋼橋上部工建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を 922,955,000 円とする。

令和 8 年 2 月 17 日

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

専決処分第89号

工事請負契約の変更について

令和7年度栃木県議会第409回通常会議において、第19号議案として議決を経た工事請負契約（一般国道408号高根沢跨線橋（仮称）鋼橋上部工建設工事その2）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を504,097,000円とする。

令和8年2月17日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第9号

工事請負契約の変更について

令和7年度栃木県議会第408回通常会議において、第11号議案として議決を経た工事請負契約（(都)家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その  
9）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を578,138,000円とする。

令和8年5月7日

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

報告第2号

令和7年度栃木県継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県継続費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	芳賀青年の家解体工事費	円 275,480,000	円 110,192,000	円 110,192,000	円 110,192,000	円 110,192,000	円 110,192,000	円 11,192,000	円	円 99,000,000	円	
	2 企画費	県庁舎周辺整備検討事業費	21,967,000	15,816,000	15,816,000	8,613,000	7,203,000	7,203,000	7,203,000				
		「文化と知」の創造拠点整備推進事業費	154,119,000	82,056,000	82,056,000	77,072,325	4,983,675	4,983,675	4,983,675				
	6 防災費	新防災教育施設整備費	2,327,400,000	158,000,000	158,000,000		158,000,000	158,000,000	8,000,000	79,000,000	71,000,000		
4 衛生費	6 環境対策費	栃木警察署省エネ設備整備費	80,025,000	40,013,000	40,013,000		40,013,000	40,013,000	3,013,000	16,000,000	21,000,000		

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
		足利警察署 省エネ設備 整備費	円 72,897,000	円 36,449,000	円 36,449,000	円 14,800,000	円 21,649,000	円 21,649,000	円 1,296,000	円 9,353,000	円 11,000,000	円	
		那須塩原警察署 省エネ設備 整備費	80,025,000	40,013,000	40,013,000		40,013,000	40,013,000	3,013,000	16,000,000	21,000,000		
7	商工費	1 商工費 繊維技術支援 センター新築 工事設計費	161,226,000	54,817,000	54,817,000		54,817,000	54,817,000	3,409,000	27,408,000	24,000,000		
9	警察費	1 警察 管理費 警察本部庁舎 機械式駐車場 更新工事費	469,810,000	136,245,000	14, 095,000	150,340,000	43,000,000	107,340,000	107,340,000	27,340,000		80,000,000	
		大田原警察署 庁舎設計費	211,184,000	105,592,000		105,592,000	39,380,000	66,212,000	66,212,000	17,212,000		49,000,000	
10	教育費	4 高等 学校費 鹿沼南高・鹿沼 商工高 新校 実習棟整備費	2,188,767,000	201,790,000		201,790,000	12,848,000	188,942,000	188,942,000	18,942,000		170,000,000	
		鹿沼南高・鹿沼 商工高 新校 受変 電設備改修費	281,908,000	103,573,000		103,573,000	53,680,000	49,893,000	49,893,000	5,893,000		44,000,000	
		今市高・今市工 業高・日光明峰 高 新校 大教室等 整備費	541,160,000	6,005,000		6,005,000		6,005,000	6,005,000	1,005,000		5,000,000	

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
		栃木農業高・栃木工業高・栃木商業高 新校舎等設計費	円 460,000,000	円 73,972,000	円 73,972,000	円 73,972,000	円 73,972,000	円 73,972,000	円 7,972,000	円	円 66,000,000	円	
		真岡北陵高・真岡工業高 新校受変電設備整備費	392,957,000	55,768,000	55,768,000		55,768,000	55,768,000	5,768,000		50,000,000		
		真岡北陵高・真岡工業高 新校農場改修費	145,203,000	67,562,000	67,562,000	26,980,000	40,582,000	40,582,000	4,582,000		36,000,000		
		那須拓陽高・那須清峰高 新校本館棟新築工事設計費	176,899,000	70,759,000	39,832,000 110,591,000	7,726,000	102,865,000	102,865,000	35,865,000		67,000,000		
		那須拓陽高・那須清峰高 新校本館棟設備整備費	94,096,000	8,296,000	8,296,000		8,296,000	8,296,000	1,296,000		7,000,000		
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	130,410,000	55,651,000	55,651,000		55,651,000	55,651,000	14,651,000		41,000,000		
計			8,265,533,000	1,422,569,000	53,927,000 1,476,496,000	284,099,325	1,192,396,675	1,192,396,675	182,635,675	147,761,000	862,000,000		

報告第3号

令和7年度栃木県繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	会計管理費	円 19,652,000	円 19,651,160	円	円	円 15,000,000	円	円 4,651,160
		県有財産管理費	776,217,000	717,947,000	90,000,000		607,000,000		20,947,000
	2 企画費	交通体系整備促進費	16,035,000	13,195,000		5,735,000			7,460,000
	6 防災費	災害対策費	18,656,000	18,656,000		9,328,000			9,328,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	940,000,000	940,000,000		940,000,000			
		介護保険推進費	5,556,860,000	4,185,225,000		4,004,775,000			180,450,000
		障害者福祉施設整備助成費	279,890,000	278,906,000		185,937,000	75,000,000		17,969,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		老人保健福祉施設整備助成費	円 137,340,000	円 137,340,000	円	円 75,305,000	円 62,000,000	円	円 35,000
		介護基盤整備等事業費	237,123,000	237,123,000				237,123,000	
4 衛生費	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
	4 医薬費	救急医療対策費	1,929,676,000	1,173,048,000		1,173,048,000			
		とちぎ子ども医療センター事業費	20,900,000	20,900,000		10,450,000			10,450,000
		医師確保支援事業費	500,000,000	500,000,000		333,333,000			166,667,000
		周産期医療対策費	476,744,000	476,744,000		459,875,000			16,869,000
		薬事指導費	193,582,000	193,582,000		193,582,000			
	6 環境対策費	カーボンニュートラル推進費	639,033,000	570,139,000		36,568,000	479,000,000		54,571,000
		住宅のゼロエネルギーハウス化促進事業費	39,800,000	32,600,000					32,600,000
5 労働費	1 労政費	勤労者福祉対策事業費	120,000,000	111,000,000		111,000,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	144,000,000	144,000,000		96,000,000			48,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		経営体育成支援 総合対策費	円 300,000,000	円 300,000,000	円	円 300,000,000	円	円	円
		農業大 学 校 費	141,133,000	141,133,000		9,356,000	91,000,000		40,777,000
		農業生産総合対策 事業費	1,626,966,000	1,626,966,000		1,538,844,000	88,000,000		122,000
		水田農業振興対策 事業費	61,048,000	61,048,000		61,048,000			
		園芸振興対策 事業費	121,900,000	120,825,000		120,825,000			
		環境保全型農業 推進費	73,500,000	73,500,000		73,500,000			
	2 畜産業費	畜産総合対策費	1,386,000,000	1,139,260,440		1,139,260,440			
		畜産総合対策推進費	3,115,000	1,781,000		1,781,000			
		草地基盤整備費	126,000,000	64,250,000		54,749,000			9,501,000
	3 農地費	地籍調査事業費	55,631,000	55,630,500		37,087,000			18,543,500
		農村集落基盤 再編・整備事業費	146,803,000	134,382,420	21,382,763	73,297,631	37,000,000		2,702,026
		県単農業農村整備 事業費	27,792,000	14,166,200					14,166,200

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		土地改良事業調査費	円 18,000,000	円 16,987,500	円	円 14,987,500	円	円	円 2,000,000
		国営造成施設管理事業費	25,000,000	18,794,400	902,131			16,539,072	1,353,197
		農地整備事業費	4,592,921,000	4,310,866,400	780,993,600	2,251,912,425	1,165,000,000		112,960,375
		農村地域防災減災事業費	1,006,171,000	960,190,300	45,113,200	635,868,000	238,000,000		41,209,100
		水利施設整備事業費	1,936,388,000	1,898,848,820	422,161,763	954,858,000	423,000,000	93,199,769	5,629,288
		農業基盤整備促進事業費	188,450,000	96,050,500		73,885,000	18,000,000		4,165,500
	4 林業費	林業・木材産業構造改革事業費	1,546,492,000	1,369,999,500		1,369,999,500			
		特用林産振興費	171,867,000	132,521,000		132,521,000			
		県産材需要拡大総合対策事業費	1,300,000	1,100,000					1,100,000
		造林事業費	533,947,000	363,230,000		225,466,000			137,764,000
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	15,368,000	15,368,000				15,368,000	
		森林環境譲与税事業費	105,100,000	57,000,000				57,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		少花粉スギコンテナ 苗生産力強化事業費	円 800,000	円 800,000	円	円 800,000	円	円	円
		県単林道事業費	31,600,000	15,500,000			6,000,000	7,442,000	2,058,000
		森林整備林道事業費	111,757,000	49,937,000		35,882,000	5,000,000	4,785,000	4,270,000
		治山事業費	992,191,000	791,848,000		402,693,000	359,000,000		30,155,000
		県単治山事業費	164,690,000	80,978,000			75,000,000		5,978,000
7 商工費	1 商工費	中小企業経営力向上 支援事業費	81,000,000	81,000,000		81,000,000			
		保安事業費	657,000,000	640,002,274		640,002,274			
		繊維技術支援 センター整備費	20,627,000	20,627,000		10,314,000	9,000,000		1,313,000
		フードバレーとちぎ 推進事業費	199,000,000	199,000,000		199,000,000			
	2 観光費	自然公園等施設 整備費	38,000,000	15,068,000			7,000,000		8,068,000
		自然環境整備交付金 事業費	249,722,000	210,711,000		104,956,000	97,000,000		8,755,000
8 土木費	1 土木管理費	用地調査費	63,100,000	50,000,000			45,000,000		5,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		耐震改修促進事業費	円 82,851,000	円 76,311,000	円	円	円	円	円 76,311,000
2	道路橋りょう費	道路保全事業費 (補助)	7,494,075,000	7,007,589,402		3,847,604,121	2,984,000,000		175,985,281
		道路保全事業費 (県単)	4,900,000,000	2,753,411,573			1,217,000,000		1,536,411,573
		快適な道路環境 づくり事業費 (補助)	30,000,000	28,969,400		14,484,700	13,000,000		1,484,700
		快適な道路環境 づくり事業費 (県単)	160,000,000	42,874,000					42,874,000
		道路調査費	365,052,000	315,462,170			82,000,000		233,462,170
		総合交通政策事業費 (補助)	28,360,000	21,890,000		9,885,000			12,005,000
		快適で安全な道 づくり事業費 (補助)	20,768,288,000	17,181,045,725		9,201,540,049	7,503,000,000		476,505,676
		快適で安全な道 づくり事業費 (県単)	2,413,830,000	1,988,393,762			1,730,000,000		258,393,762
3	河川費	河川調査費	66,714,000	62,258,469					62,258,469

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		河川砂防保全事業費 ( 県 単 )	円 525,774,000	円 415,191,674	円	円	円 42,000,000	円 34,110,956	円 339,080,718
		緊急防災・減災対策 事業費(河川砂防)	2,849,673,000	2,145,141,961			2,115,000,000	10,669,301	19,472,660
		河川砂防施設づくり 事業費(県 単)	64,291,000	44,319,598			22,000,000	431,682	21,887,916
		河川受託事業費	252,328,000	234,313,290				234,313,290	
		安全な川づくり 事業費(補助)	11,314,410,000	9,065,459,028		4,675,929,517	4,140,000,000	2,000,000	247,529,511
		市町村川づくり 助成費(補助)	445,100,000	369,456,700			357,000,000		12,456,700
		ダム施設保全事業費 ( 補 助 )	560,866,000	554,616,000		198,955,000	311,000,000	39,605,000	5,056,000
		砂防調査費	87,000,000	49,401,128					49,401,128
		砂防受託事業費	22,187,000	22,187,000				22,187,000	
		砂防施設づくり 事業費(補助)	2,917,703,000	2,335,626,726		1,066,046,403	1,170,000,000	41,248,331	58,331,992
		水 防 費	19,000,000	19,000,000					19,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
4 都市計画費	土地区画整理事業 助成費（補助）	円 91,000,000	円 56,834,913	円	円 28,417,456	円	円 17,050,473	円 11,366,984	
		4,417,570,000	3,285,953,226		1,785,478,669	1,446,000,000		54,474,557	
		5,000,000	3,562,000					3,562,000	
		583,900,000	529,742,000		264,871,000	252,000,000		12,871,000	
		125,000,000	117,887,340			8,000,000		109,887,340	
5 住宅費	県営住宅管理費	11,198,000	10,163,400					10,163,400	
		677,836,000	600,500,218		229,961,000	317,000,000		53,539,218	
10 教育費	1 教育総務費	情報システム費	1,034,000,000	1,034,000,000				1,034,000,000	
		教育振興費	66,000,000	66,000,000		66,000,000			
	4 高等学校費	高等学校校舎等 維持管理費	2,662,603,000	2,417,587,000	290,000,000		2,114,000,000		13,587,000
		高校再編整備費	520,302,000	479,960,000	48,000,000		431,000,000		960,000
	5 特別支援 学校費	特別支援学校校舎等 整備費	396,875,000	231,325,000	59,000,000		172,000,000		325,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		特別支援学校校舎等維持管理費	円 475,510,000	円 359,221,000	円	円	円 320,000,000	円	円 39,221,000
	6	社会教育費 日光杉並木街道保護事業費	30,000,000	15,000,000		7,500,000		7,500,000	
	7	保健体育費 県立体育施設費	158,041,000	153,240,000			6,000,000	144,775,000	2,465,000
11 災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費 7年発生県単林道災害復旧事業費	28,650,000	15,000,000					15,000,000
		7年発生県単治山災害復旧事業費	35,000,000	35,000,000			35,000,000		
	2	土木施設災害復旧費 7年県費単独災害復旧事業費	141,100,000	119,768,900			119,000,000		768,900
計			95,701,974,000	79,172,090,017	1,757,553,457	39,575,501,685	30,807,000,000	2,019,347,874	5,012,687,001

報告第4号

令和7年度栃木県事故繰越し繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の訳		支出 負担 予額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内の訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
6 農林水 産業費	3 農地費	農地整備事業費	円 520,000,000	円 430,000,000	円 90,000,000	円	円 90,000,000	円 15,000,000	円 48,000,000	円 27,000,000	円	円	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
		農村地域防災 減災事業費	円 132,159,000	円 70,960,000	円 61,199,000		円 61,199,000	円 12,239,800	円 33,659,000	円 15,000,000		円 300,200	円

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の訳		支出 負担 予額	翌年 繰越 額	左の財源内の訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
		水利施設整備 事業費	円 827,600,000	円 537,600,000	円 290,000,000	円	円 290,000,000	円 72,500,000	円 145,000,000	円 71,000,000	円	円 1,500,000	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
	4 林業費	林業施設整備費	376,548,000	119,258,000	257,290,000		257,290,000			46,000,000	137, 489,000	73,801,000	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
		森林整備林道 事業費	26,001,000	10,400,000	15,601,000		15,601,000		12,000,000			3,601,000	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
8 土木費	2 道路 橋りよ う費	道路保全事業費 (補助)	116,749,000	33,310,000	83,439,000		83,439,000		45,891,450	37,000,000		547,550	関係者との調整 に不測の日数を 要したため

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内の訳		支出 負担 予額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内の訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
		快適で安全な道 づくり事業費 (補助)	円 455,700,208	円 380,650,588	円 75,049,620	円	円 75,049,620	円	円 37,524,810	円 34,000,000	円	円 3,524,810	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
	3 河川費	安全な川づくり 事業費(補助)	12,697,519,700	12,298,393,926	399,125,774		399,125,774		199,562,887	199,000,000		562,887	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
		国庫補助災害 関連緊急対策 事業費	338,441,000	174,279,000	164,162,000		164,162,000		109,441,333	49,000,000		5,720,667	関係者との調整 に不測の日数を 要したため
10教育費	5 特別 支援 学校費	特別支援学校 校舎等維持 管理費	94,050,000	19,400,000	74,650,000		74,650,000			67,000,000		7,650,000	資材の入手等に 不測の日数を要 したため
計			15,584,767,908	14,074,251,514	1,510,516,394		1, 510,516,394	99,739,800	631,079,480	545,000,000	137, 489,000	97,208,114	

報告第5号

令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

上下水第2号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	負担金	国庫補助金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	流域下水道 建設事業費	円 2,745,289,000	円 1,306,367,405	円 1,438,921,595	円 280,025,998	円 348,757,130	円 810,138,467	円	円	関係機関との協議 等に日数を要した ため
計			2,745,289,000	1,306,367,405	1,438,921,595	280,025,998	348,757,130	810,138,467			

報告第6号

令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書及び令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第16号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県電気事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

## 令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						損益勘定 留保資金	不用額		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	今市発電 管理事務所ほか 電話交換機 更新工事	円 19,628,000	円 8,036,600	円 11,591,400	円 11,591,400	円	円	資材の入手等に不測の日 数を要したため
		川治第一発電所 ほか構内情報 通信網整備工事	15,412,000		15,412,000	15,412,000			資材の入手等に不測の日 数を要したため
		深山ダム 諸量演算装置 更新工事	7,978,000	6,297,457	1,680,543	1,680,543			資材の入手等に不測の日 数を要したため
計			43,018,000	14,334,057	28,683,943	28,683,943			

(別紙2)

令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				企 業 債	負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金	
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	深山発電所 全面改修 工 事	円 1, 921,005,000	円 162,800,000	円 1,422, 825,000	円 1, 585,625,000	円 882,654,000	円 702,971,000	円 702,971,000	円	円	円 702,971,000	円
計			円 1, 921,005,000	円 162,800,000	円 1,422, 825,000	円 1, 585,625,000	円 882,654,000	円 702,971,000	円 702,971,000			円 702,971,000	

(別紙3)

令和7年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	明 説
						電気事業収益				
1 電 事 費	1 営 業 用	板室ダム管理費	円 37,873,000	円 29,973,000	円 7,900,000	円 7,900,000	円	円	関係機関との協議等に日数を要したため	
計			37,873,000	29,973,000	7,900,000	7,900,000				

報告第7号

令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第17号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県電気事業会計継続費を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき逡次繰越したので、同項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る たな卸資産の 購入限度額	
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				企業債	負担金	損益勘定 留保資金		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	今市発電 管理事務所 集中監視 制御装置 更新工事	1, 738,000,000	550,000,000	55, 000,000	605,000,000		605,000,000	605,000,000	605,000,000				
		板室発電所 主要機器 更新等工事	1, 857,944,000	330,000,000	110, 000,000	440,000,000	56,122,000	383,878,000	383,878,000	383,878,000				
		足尾発電所 主要変圧器 更新工事	389,070,000	115,027,000		115,027,000		115,027,000	115,027,000	110,000,000		5,027,000		
		足尾発電所 配電盤 更新工事	185,900,000	54,681,000		54,681,000		54,681,000	54,681,000	50,000,000		4,681,000		
計			4, 170,914,000	1, 049,708,000	165, 000,000	1, 214,708,000	56,122,000	1, 158,586,000	1, 158,586,000	1, 148,878,000		9,708,000		

報告第8号

令和7年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第18号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県水道事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和7年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						損益勘定 留保資金	不 用 額		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	折戸調整池 場内配管接続工事	円 9,460,000	円	円 9,460,000	円 9,460,000	円	円	資材の入手等に不測の日数を要したため
		深山ダム 諸量演算装置 更新工事	8,736,000	5,536,000	3,200,000	3,200,000			資材の入手等に不測の日数を要したため
		照明設備更新工事	15,075,000	1,055,362	14,019,638	14,019,638			資材の入手等に不測の日数を要したため
		浄水施設耐震 診断業務委託	164,470,000		164,470,000	164,470,000			関係機関との協議等に日数を要したため
計			197,741,000	6,591,362	191,149,638	191,149,638			

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						水道用水供給 事業収益	不 用 額		
1 水道用 水供給 事業費	1 営業 費用	板室ダム管理費	円 60,547,000	円 51,897,000	円 8,650,000	円 8,650,000	円	円	関係機関との協議等に日数を要したため
		折戸調整池場内 配管接続撤去工事	3,124,000		3,124,000	3,124,000			資材の入手等に不測の日数を要したため
		折戸調整池P C タンク内面塗装 撤去工事	1,760,000	493,950	1,266,050	1,266,050			資材の入手等に不測の日数を要したため
		照明設備撤去工事	625,000		625,000	625,000			資材の入手等に不測の日数を要したため
		薬品注入設備 撤去工事	3,000,000	2,137,579	862,421	862,421			資材の入手等に不測の日数を要したため
計			69,056,000	54,528,529	14,527,471	14,527,471			

報告第9号

令和7年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第19号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県水道事業会計継続費を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき逡次繰越したため、同項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

## 令和7年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				企 業 債	建設改良積立金	損 益 勘 定 留 保 資 金	
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	薬品注入設 備更新工事	円 475,400,000	円 220,000,000	円 196, 871,000	円 416,871,000	円 374,604,350	円 42,266,650	円 42,266,650	円	円	円 42,266,650	円
		(2系)薬 品沈殿池コ ントロール センター盤 更新工事	円 196,173,000	円 111,623,000	円 68, 268,000	円 179,891,000		円 179,891,000	円 179,891,000			円 179,891,000	
		(2系)薬 品沈殿池フ ロキュレー タ用電動機 更新工事	円 7,979,000	円 4,628,000	円 3, 080,000	円 7,708,000		円 7,708,000	円 7,708,000			円 7,708,000	
		折戸調整池 P Cタンク 内面塗装工 事	円 182,996,000	円 166,714,000	円 12, 016,000	円 178,730,000	円 63,737,050	円 114,992,950	円 114,992,950			円 114,992,950	
計			円 862,548,000	円 502,965,000	円 280, 235,000	円 783,200,000	円 438,341,400	円 344,858,600	円 344,858,600		円 344,858,600		

報告第10号

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第20号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越したため、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						建設改良 積立金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	照明設備更新工事	円 12,881,000	円 902,638	円 11,978,362	円 11,978,362		円		資材の入手等に不測の日数を要した ため
計			12,881,000	902,638	11,978,362	11,978,362				

(別紙2)

令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						工業用水道 事業収益	不 用 額		
1 工業用 水道事業 費用	1 営業 費用	照明設備撤去工事	円 591,000	円	円 591,000	円 591,000	円	円	資材の入手等に不測の日数を要した ため
		薬品注入設備 撤去工事	1,000,000	681,757	318,243	318,243			資材の入手等に不測の日数を要した ため
計			1,591,000	681,757	909,243	909,243			

報告第11号

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次とおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富一

企経第21号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき逐次繰越ししたので、同項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	建設改良積立金	損益勘定 留保資金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	薬品注入設 備更新工事	円 122,980,000	円 58,000,000	円 45, 991,000	円 103,991,000	円 94,476,314	円 9,514,686	円 9,514,686	円	円 9,514,686	円	円
計			122,980,000	58,000,000	45, 991,000	103,991,000	94,476,314	9,514,686	9,514,686		9,514,686		

報告第12号

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

企経第22号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算を地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき別紙繰越計算書をもって報告いたします。

(別紙1)

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	土地造成事業	円 1,762,000,000	円 1,304,050,977	円 314,234,700	円 313,000,000	円 1,234,700	円 143,714,323	円	関係機関との協議等に日数を要したため
計			1,762,000,000	1,304,050,977	314,234,700	313,000,000	1,234,700	143,714,323		

(別紙2)

令和7年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	土地造成事業	円 1,611,777,375	円 1,054,137,825	円 535,162,975	円 535,000,000	円 162,975	円 22,476,575	円	関係機関との協議等に日数を要したため
計			1,611,777,375	1,054,137,825	535,162,975	535,000,000	162,975	22,476,575		